

道立学校の教育活動費に係る
公費・私費負担区分基準

平成25年 3 月

北海道教育庁学校教育局

道立学校の教育活動費に係る公費・私費負担区分基準

1 趣 旨

学校において行われる様々な教育活動の基盤となる経費には、道費や国費の公費のほかに、私費として、PTA会費などの団体会計や修学旅行費などの学校徴収金、学校幹旋物品などの自主購入経費があります。

これは、学校の教育活動が、教育目標を達成するために、学校設置者として実施すべき活動をはじめ、部活動に代表されるような受益者負担（私費）を原則とする児童生徒（以下、生徒という。）の自主的な活動や、保護者等と連携し行う活動から成り立っていることによるものです。

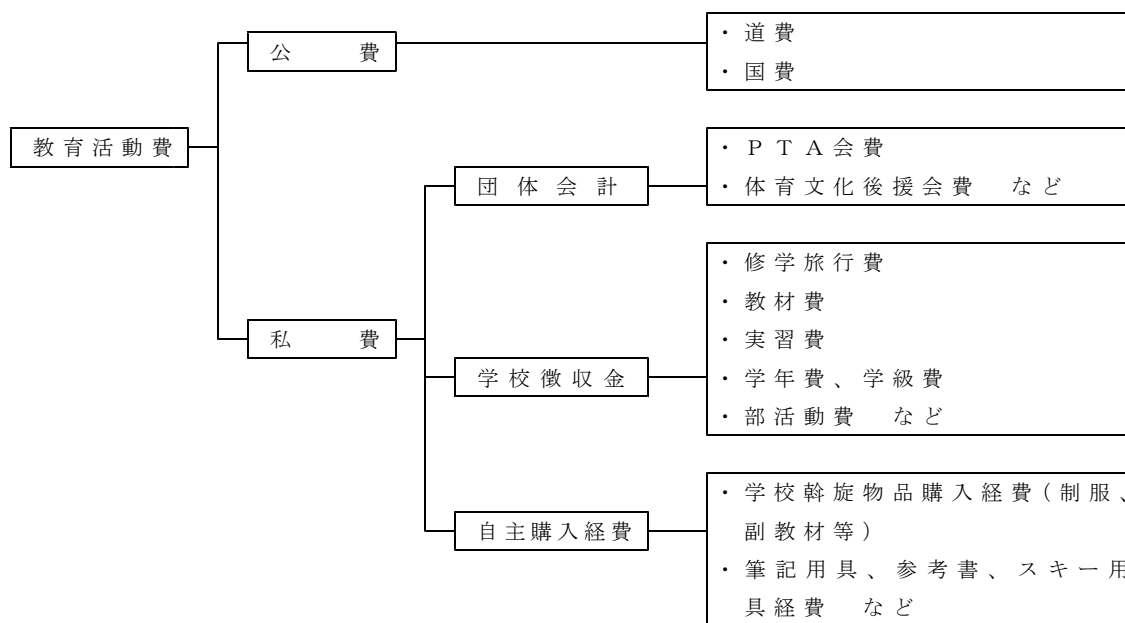
このように、学校は公費をはじめ、私費も含めた経費により教育活動を展開しているところですが、従前、これら経費の使い分けが必ずしも明確ではない面があったことから、平成11年3月に「道立学校運営費に係る公私費負担区分のガイドライン」を定め、公費・私費の負担区分に係る基本的な考え方と一定の目安を明らかにし、関係者の共通理解を図るとともに、教育活動費における予算執行等の改善を進めてきました。

しかし、現行のガイドラインが「目安」としての位置付けであり、必ずしも負担区分が明確ではない項目があることや、策定から10年以上が経過し、社会情勢等も大きく変化する中で、負担区分の具体的例示が現状に合わない項目も一部に見られることなどから、このたび、「道立学校運営費に係る公私費負担区分のガイドライン」を見直し、「道立学校の教育活動費に係る公費・私費負担区分基準」として定め、もって保護者の負担軽減と予算の適正執行を一層進めようとするものであります。

2 道立学校における教育活動費の構成

道立学校における教育活動費の構成は、図1のとおりです。

図1 教育活動費の構成



3 教育活動に必要な経費と公費・私費負担区分の基本的な考え方

教育活動に必要な経費の公費・私費負担区分の基本的な考え方は、表1のとおりです。

表1 公費・私費負担区分の基本的な考え方

区 分	基 本 的 な 考 え 方
公費負担を基本とするもの	○教職員の人件費など、学校設置者として実施すべき教育活動や管理運営に係る経費（下記「私費負担を基本とするもの」以外は公費負担）
私費負担を基本とするもの	○教育活動の結果として生じる成果物が生徒に還元される場合、その作製に要する経費 ○修学旅行の交通費や宿泊料、見学料など、教育活動に必要な経費そのものが生徒個人に還元される経費 ○課外講習、適性検査など、その性質上、希望する生徒を対象として実施するものの経費 ○部活動のほか、生徒会活動などで生徒が自主的に行う活動に要する経費 ○学校で使用するもののうち、生徒個人の所有に係るものの購入経費 ○PTA等が主体となって行う行事や活動に要する経費

※PTA等～PTA、体育文化後援会等、学校の教育活動を支援するなど、学校と密接な関係を有する団体（校長協会、教頭・副校長会、事務長会等を除く。）

4 公費区分経費のうち、私費負担（PTA等から支援）が可能な経費

公費・私費の負担区分は、基本的に3の表1のとおりですが、学校によっては、創造的で特色ある学校づくりを行う上で、設置者が負担すべき活動の水準を質的量的に上回る場合など公費では措置していない活動等に取り組む場合があります。

このため、5の表2「主要な教育活動等に係る公費・私費負担区分」において、負担区分の「私費」の欄に○印を付している経費（本来個人負担経費とすべきものを除く。）のうち、次に掲げる条件にすべて合致する場合に限り、私費負担（PTA等からの支援）を受けることが可能な経費とします。

- (1) PTA等からの提案、要望による経費であること。
- (2) 支援を受けることができる経費の範囲は、学習、健康、安全面などで生徒に還元する経費又は学校の特色化を一層推進するために要する経費であること。
- (3) 事前にPTA等の規約に基づき総会又は役員会の承認を受けたものであるとともに、学校職員以外のPTA等の役員の決裁を得たものであること。

なお、こうしたPTA等からの支援については、安易に受け入れるべきではないことから、慎重に判断をするとともに、支援は必要最小限にとどめることが必要です。

5 公費・私費の負担区分の具体例

具体的な公費・私費の負担区分は、図2「道立学校における教育活動、管理運営の体系」に沿って、表2「主要な教育活動等に係る公費・私費負担区分」に示しています。

なお、表2の「負担区分」の欄は、次のとおり表記しています。

- ・◎～基本的な負担区分
- ・○～例外的な負担区分（条件に適合する場合に対応可能な区分）

図2 道立学校における教育活動、管理運営の体系

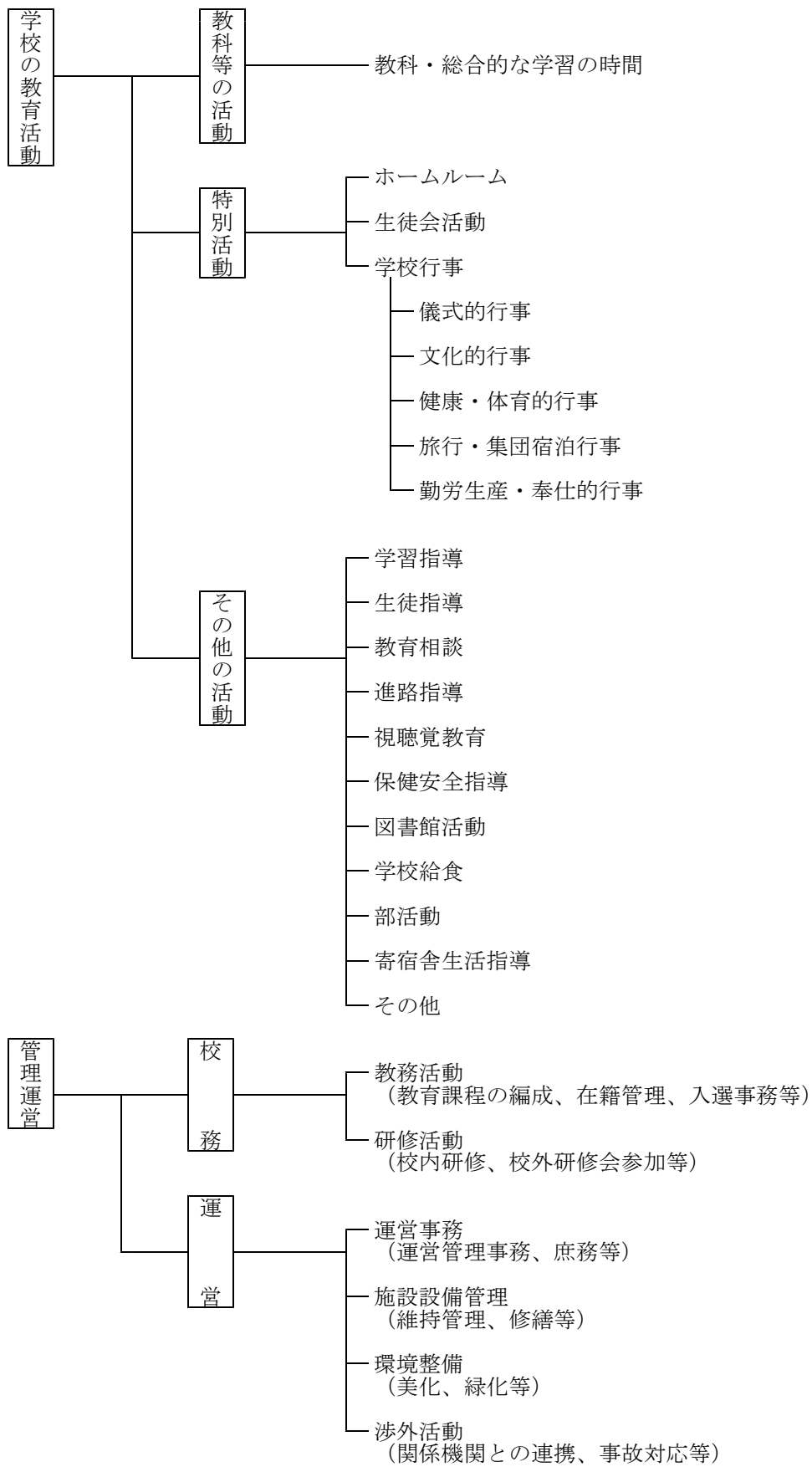


表2 主要な教育活動等に係る公費・私費負担区分
 (1) 学校の教育活動

分類	経費	負担区分		例外的な負担区分の要件等
		公費	私費	
教科等の活動 教科・総合的な学習の時間の時間	教科等指導に係る備品費、使用料及び賃借料 (パソコン、教材DVD、地図、学習指導用ソフトウェア等)	◎		
	教科等指導に係る消耗品費、印刷費、通信運搬費等 (インク、チョーク、シラバス、教科指導用図書等)	◎		
	教科等で実施する講演等に係る経費 (講師謝金、旅費等)	◎		
	生徒個人が所有し使用するもの (教科書、副(補助)教材、学習のしおり、問題集、文房具、裁縫用具、美術・書道用具、画用紙、個人用USBメモリー等)		◎	
	実験用薬品	◎		
	実験・実習用器具 (理科、職業科用実習器具、裁縫道具、美術用具等)	◎		
	生徒個人の所有に帰するもの		◎	
	実験・実習用材料	◎		
	家庭科食材、布地等、成果物が生徒個人に還元される場合		◎	
	白衣・実習服、軍手、靴、帽子等	○	◎	共用として学校に備え付けるものは公費も可
	看護科等における実習前健康調査代		◎	
	各種ボール、グローブ、ラケット、剣道の防具等	◎		
	ゼッケン、ビブス、はちまき等	◎		
	生徒個人の所有に帰するもの		◎	
	体育用ジャージ等		◎	
	スキー用具、スケート靴等	○	◎	共用として学校に備え付けるものは公費も可
	教科等の校外学習・実習に係る生徒の個人的な経費 (交通費、バス借上料、研修施設入場料、損害保険料等)		◎	
特別の理由により予算措置されている場合	◎		(看護科の病院実習等に係る経費)	
教科等において実施する、生徒による共同製作に係る経費	◎			
教科等の校外学習に係る引率旅費	◎		打合せ等に係る旅費を含む。	
インターンシップ・職場見学等に係る旅費	◎			

分類	経費	負担区分		例外的な負担区分の要件等		
		公費	私費			
特別活動	ホームルーム	ホームルーム運営、指導等に係る消耗品費、印刷費等 (ファイル、学級日誌、記録帳類等)	◎			
		学級等を単位として生徒が自主的に行う活動に係る経費 (応援Tシャツ、学級旗、引率旅費等)		◎		
	生徒会活動	生徒会室に備えられている基本的な備品等 (机、椅子、ロッカー等)	◎		修繕費等を含む。	
		生徒会室に備えられている基本的な施設設備等の維持管理費	◎		修繕費等を含む。	
		生徒会専用備品等 (コピー機、パソコン、プリンター、カメラ等)		◎	付随する消耗品費・修繕費等を含む。	
		生徒会活動に係る消耗品費、印刷費等 (学校祭・体育祭や委員会活動(外局を含む)に係る経費等)		◎		
		生徒会活動に係る引率旅費	◎			
		生徒が自主的に行う場合		◎		
	特別活動(学校行事)	儀式的行事	入学式、卒業式等に係る消耗品費、備品費等 (生花、盆栽、塗り盆、国旗、看板等)	◎		
			P T A等の要望により用意する卒業生のコサージュ等		◎	
卒業証書用紙、筆耕料、印刷費			◎			
入学・卒業のしおり、学事報告等			◎			
P T A等の要望により式典の次第など必要最小限の内容を超えて作成する場合				◎		
卒業アルバム				◎		
学校保存用			◎			
入学・卒業記念品等				◎		
精・皆勤賞等の表彰に係る経費			◎			
P T A等の要望により交付する副賞				◎		
儀式的行事に係る引率旅費	◎	○	打合せ等に係る旅費を含む。 P T A等の要望により実施する場合は私費も可			
文化的行事	学校祭等に係る消耗品費、備品費等 (ポスター、プログラム等)	◎				
		生徒会活動で生徒が自主的に行う場合		◎		
	各文化部・学級単位の展示に係る消耗品費、備品費等		◎			

分類	経費	負担区分		例外的な負担区分の要件等	
		公費	私費		
特別活動 (学校行事)	文化的行事に係る個人的な経費 (交通費、入場料等)		◎		
	----- 特別の理由により予算措置されている場合	◎		(地域医療を支える人づくりプロジェクト事業で実施する講演会等に係る経費)	
	文化的行事に係る引率旅費	◎	○	打合せ等に係る旅費を含む。 P T A等が主催又は共催の場合は私費も可	
	健康・ 体育的 行事	学校が行う各種健康診断経費	◎		
	避難訓練経費	◎			
	体育祭、球技大会、マラソン大会等に係る消耗品費、備品費等 (賞状、体育用具、綱引き用綱等)	◎	○	P T A等が主催又は共催の場合は私費も可	
	----- 生徒会活動で生徒が自主的に行う場合		◎		
	----- ドリンク、栄養補助食品等受益者個人に属するもの(個人負担を含む)		◎		
	----- 生徒会やP T A等の要望により交付する副賞		◎		
	健康・体育的行事に係る個人的な経費 (交通費、参加料等)		◎		
	----- 特別の理由により予算措置されている場合	◎		(学校健康課題解決支援事業で実施する講演会等に係る経費)	
	健康・体育的行事に係る引率旅費	◎	○	打合せ等に係る旅費を含む。 P T A等が主催又は共催の場合は私費も可	
	旅行・ 集団 宿泊 行事	修学旅行等に係る消耗品費、備品費等 (携行医薬品、拡声器等)	◎		
	修学旅行等に係る生徒の個人的な経費 (交通費、宿泊費、研修施設入場料等)		◎		
	修学旅行等に係る引率旅費	◎		打合せ等に係る旅費を含む。	
旅行・集団宿泊行事のうち、特定の学級や希望者参加に係る引率旅費 (任意参加のクラスレクの行事等)		◎			
勤労生産・ 奉仕的 行事	勤労生産・奉仕的行事に係る経費 (インターシップやボランティア活動等に係る消耗品費、備品費、講師謝金等)	◎	○	P T A等が主催又は共催の場合は私費も可	
----- 特定の学級や希望参加による活動経費			◎		
勤労生産・奉仕的行事に係る引率旅費	◎	○	打合せ等に係る旅費を含む。 P T A等が主催又は共催の場合は私費も可		

分類	経費	負担区分		例外的な負担区分の要件等
		公費	私費	
その他の活動	学習指導 生徒の資格取得に係る参加料、負担金、引率旅費等		◎	
	生徒が自主的に活動する専門学科のクラブ等を対象とするコンテスト、フェア参加に係る製作費、負担金、参加料、引率旅費等 (ロボット競技大会、家庭クラブ料理コンクール、農業フェア等)		◎	打合せ等に係る旅費を含む。
生徒指導	生徒指導に係る消耗品費、備品費等 (面接記録カード等)	◎		
	生徒手帳、校章、学年章等		◎	
	家庭訪問に係る旅費	◎		
	生徒指導等に係る旅費 (生徒指導連絡協議会などの会議、巡回指導等)	◎		
教育相談	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに係る経費	◎		
	教育相談に係る消耗品費、備品費等	◎		
	生徒希望等により行う検査代 (知能検査、性格診断検査、適性検査等)		◎	
進路指導	進路指導に係る消耗品費、備品費、印刷費、通信運搬費等 (進路のしおり(リーフレット)、パソコン等)	◎	○	P T A等の要望により整備する生徒用備品等は私費も可
	進学・就職講習等に係る経費 (進路資料、進路の手引き、指導用ソフトウェア、講師謝金等)		◎	
	就職応募用履歴書・調査書、大学入学者選抜用調査書(全国高等学校統一様式)	◎		
	生徒個人の進学、就職関係の郵送費		◎	
	模擬テスト、問題集等 (模擬テスト結果の分析データを含む)		◎	
	進路指導の各種会議・説明会に係る旅費	◎	○	P T A等の要望により参加する場合は私費も可
	職場訪問・企業訪問に係る旅費	◎		
視聴覚教育	視聴覚教育用に係る消耗品費、備品費、維持管理費等 (教材用ソフトウェア、パソコン、テレビ等)	◎		
保健安全指導	健康安全指導に係る消耗品費、備品費、印刷費等 (健康診断票、照度計、衛生機器、予防・啓発教材等)	◎		
	保健室の消耗品費、備品費、役務費、維持管理費等 (身体検査用機器、医薬品、寝台、布団、シーツのクリーニング代等)	◎		

分類	経費	負担区分		例外的な負担区分の要件等	
		公費	私費		
その他の活動	保健安全	生徒希望等により実施する検査代等 (貧血検査等)		◎	
	健康診断追加受診に係る引率旅費		◎		
図書館活動	学校図書館の運営に係る消耗品費、備品費、維持管理費等 (貸出用カード、図書ラベル、図書館利用パソコン等)		◎		
	学校図書館用図書		◎		
	生徒用の趣味的、娯乐的雑誌等			◎	
学校給食	学校給食に係る施設設備、維持管理費		◎		
	個人負担分の給食費			◎	
部活動	部活動で使用する基本的な施設設備等 (体育館、グラウンド、部室等)		◎		
	部活動専用備品 (ピッチングマシン、トレーニング用機器等)			◎	
	部活動で使用する備品等の維持費 (補助暖房の燃料代等)		○	◎	便宜供与にあたっては公費も可
	部活動に係るグラウンド整地等に係る経費		◎	○	P T A等の要望により実施する場合は私費も可
	部活動に係る消耗品費 (用具、靴、ユニフォーム等)		○	◎	道有物品の部活動等での使用は可
	部活動に係る生徒の個人的な経費 (交通費、宿泊料、各種競技大会への参加料、登録料等)			◎	
	各種連盟の会費等			◎	
	予算措置されている外部指導者への謝金、旅費等		◎		(スポーツエキスパート活用事業等に係る経費)
	その他の部活動に係る外部指導者への謝金、旅費等			◎	
	高体連等が主催又は共催する大会参加のため予算措置されている引率旅費		◎		(学校スポーツ振興事業等に係る引率旅費)
その他の部活動に係る引率旅費			◎		
寄宿舎生活指導	食堂などの共有スペースや舎監室等の光熱水費		◎		
	寄宿舎に設置する新聞、図書、雑誌類			◎	
	食堂などの共有スペースや舎監室等に備えられる共有備品等 (テレビ、洗濯機、食堂テーブル等)		◎	○	P T A等の要望により備え付けるものは私費も可
	居室等に備えられている基本的な備品等 (机、椅子、ベッド等)		◎		
	個人が使用する備品等(娯楽設備、遊具等)			◎	

分類	経費	負担区分		例外的な負担区分の要件等
		公費	私費	
その他の活動	海外の学校との姉妹提携など国際交流活動に係る経費		◎	
	：特別の理由により予算措置されている場合	◎		(高校生交換留学促進事業等に係る経費)
	P T A等が主催する地域別懇談会等に係る経費		◎	
	学校の課題解決や特色ある教育活動に係る経費	◎	○	P T A等の要望により実施するものは私費も可

(2) 管理運営

分類	経費	負担区分		例外的な負担区分の要件等	
		公費	私費		
校務	教務活動	教務に係る消耗品費、備品費、印刷費、通信運搬費等 (出席簿、教科指導用教科書・指導書、生徒氏名のゴム印、新聞、教務関係等の定期刊行物、情報管理用パソコン、学校要覧、学校案内、研究紀要等の印刷等)	◎		
		通知箋(成績表)の発送に要する経費		◎	
		入学願書受付事務に係る旅費	◎		
	研修活動	校内研修に係る消耗品費	◎		
		教科、分掌等に関する研修等への参加旅費	◎		自主的な個人・グループの参加については、参加者の個人負担
		P T A等の活動に関する研修等の講師謝金、旅費、参加料等		◎	
運営	運営事務	運営事務に係る消耗品費、備品費、委託料、通信運搬費 (公印、コピー機、事務用品等)	◎		
		学校運営に係る光熱水費等の経常経費	◎		
		道有財産の施設検査業務等に係る旅費	◎		
		道教委主催の会議・説明会に係る旅費	◎		
		独立行政法人日本スポーツ振興センター事務説明会に係る旅費	◎		
		財団法人北海道高等学校奨学会事務説明会に係る旅費	◎		
		国及び市町村等が主催する会議・説明会に係る旅費	◎		
		防火管理責任者講習会に係るテキスト代、旅費	◎		
		人事協議に係る旅費	◎		
		職員健康診断(第1次定期健康診断及び特別健康診断)受診に係る旅費	◎		
		職員健康判定審査会立会等に係る旅費	◎		
		校長協会、教頭・副校長会、事務長会に係る負担金、会費	○		原則として、対象者の個人負担であるが、特別の理由により予算措置されている場合は公費も可

分類	経費	負担区分		例外的な負担区分の要件等
		公費	私費	
運営	施設設備に係る消耗品費、備品費、維持管理費等 (机、椅子、各種ロッカー、実験台、書棚、下駄箱、蛍光灯、放送設備等)	◎	○	部活動で使用するポータブルストーブ等、P T A等の要望による部活動、進路指導支援は私費も可
	施設・設備修繕費 (網戸、エアコン修理等)	◎		
	学校HP (ホームページ) に係るインターネット接続経費	◎		「ほっかいどうスクールネット」を使用すること
	P T A、同窓会等のHP (ホームページ) に係るインターネット接続経費		◎	学校HPの中でP T A等のHPを掲載する場合、「ほっかいどうスクールネット」の便宜供与は可
環境整備	清掃等に係る消耗品費、備品費 (掃除用具、洗剤等)	◎		
	トイレトーパー (生徒用を含む)	◎		
	カーテン等のクリーニング代	◎		
	高等学校・中等教育学校における日常清掃		○	原則として、生徒対応であるが、P T A等の要望による場合は私費も可
	特別支援学校における日常清掃	◎		
	特別清掃	◎		
	緑化等整備に伴う消耗品費、備品費、維持管理経費等 (花苗、種子、花壇用土、肥料、プランタ、樹木の剪定等)	◎	○	P T A等の要望による花壇等の美化に係る経費は私費も可
渉外活動	来客用茶菓等	◎		
	P T A等の会合にかかる茶菓等		◎	

※なお、これによりがたい場合や不明な点がある場合は、高等学校及び中等教育学校にあっては高校教育課
高校予算グループ、特別支援学校にあっては特別支援教育課企画・振興グループに照会願います。